

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和8年6月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市右京区山ノ内荒木町7番地65

株式会社山下工業

代表取締役 山下 琢史

2 変更事項

(代表者の変更)

山下 博三 から 山下 琢史 に変更

(上下水道局下水道部管理課)